注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	※　八〇デシベルから七八デシベルまで
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	※　六〇デシベルから五九デシベルまで
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	※　七二デシベルから七一デシベルまで
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	※　六八デシベルから六七デシベルまで
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	※　六七デシベルから六六デシベルまで
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	※　五六デシベルから五五デシベルまで
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル